

## 「マンション標準管理規約」の民泊関係改正（案）に関する意見募集について

平成29年6月19日  
国土交通省住宅局

国土交通省では、分譲マンションにおける民泊については、民泊を許容するか否かについて、あらかじめ区分所有者間でよくご議論いただき、その結果を踏まえて、許容するか、あるいは許容しないかを管理規約上明確化しておくことが望ましいと考えています。

そこで、先の住宅宿泊事業法の成立を踏まえ、「マンション標準管理規約」の民泊関係改正（案）をとりまとめました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### <意見募集要領>

#### 1. 意見募集対象

「マンション標準管理規約」の民泊関係改正（案）

#### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室において資料を配布します。

#### 3. 意見募集期間

平成29年6月19日（月）17：30から平成29年7月18日（火）まで（必着）

#### 4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

##### ①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：shigaichimansion@mlit.go.jp

##### ②FAXの場合

FAX番号03-5253-1631

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 意見募集担当 あて

##### ③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 意見募集担当 あて

## 5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性があるので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

## 6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 意見募集担当

電話番号03-5253-8111（内線39683, 39684）

